

# 多摩デポ通信 第29号

特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩

2014年1月25日発行

〒182-0011 調布市深大寺北町一-三-一八

●HP / <http://www.tamadepo.org/>

●E-Mail [depo\\_tama@yahoo.co.jp](mailto:depo_tama@yahoo.co.jp)

●留守電&FAX 042-484-3945

図書館資料は誰のものか

改めて図書館資料の

共同保存を

理事長 座間直壯

昨年12月に「特定秘密の保護に関する法律」（秘密保護法）が成立しましたが、図書館は、住民の求めるあらゆる資料・情報を収集し、保存し、提供する役割を担っており、この法律の影響を大きく受けることが危惧されます。秘密事項が何なのかも明確にされないまま、自由な表現活動の制限や萎縮がすすみ、図書館の自由

が侵害される恐れがあります。

多摩デポは、図書館資料を可能な限り保存して、求める利用者に提供する仕組みづくりを目指して活動していますが、その図書館資料は、図書館の自由によって支持され、図書館が責任を持って収集・提供しているものです。図書館は、市民の知る権利を社会的に保障するための機関であり、誰でもが自由に無料で利用できるものであることを改めて認識し、同時に、表現の自由を守り、情報公開制度の積極的な推進と拡充を願ってやみません。

## 第19回多摩デポ講座

# 「共同保存図書館構想の評価と 実現への道筋」

○講師 松岡要氏（元日本図書館協会事務局長）

○2月15日（土）午後6時30分～8時30分

○立川市女性センターアイム5F第2学習室

長年図書館界の動向を見つめてきた松岡要さんに、共同保存図書館構想のこれまでの評価と今後に向けたアドバイスをいただきます。松岡さんは、図書館の今後は共同事務として進展していくべきではないか、「広域連携」は図書館こそがふさわしい、とおっしゃいます。ぜひおいで下さい。

**参加無料（どなたでも参加可）定員30名**  
**事前申込み優先、申込みはメールかFAXで**



これらのことを踏まえて、図書館は資料収集とともに資料保存についても取り組みを新たに考えていかなければなりません。

多摩デポの6年目にあたって、現状では書庫の問題等もあり保存の限界を超えている図書館も少なくありませんが、改めて「図書館資料は誰のものか」を問い、公立図書館は市民の利用に供した資料は原則保存とすることが肝要と考えます。これまで図書館界があまり注目してこなかった「除籍」について考え、「除籍の基準」や「除籍の現状(誰が、どの様に、どの程度」等について調査をしたり、各図書館が保存する「第一次保存」の状況や幾つかの図書館が共同で保存する「第二次保存」の在り方を、これまで以上に具体的に皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

資料を除籍するには選書以上に細心の配慮が必要であり、資料提供への責任の重さを図書館関係者は共有しなければならぬと考えられています。本年も多摩地域の図書館の発展を願いつつ、多摩デポの活動を進めてまいりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

(2014/1/11)



## 第19回多摩デポ講座

「共同保存図書館構想の  
評価と実現への道筋」  
講師 松岡要氏

2月15日(土)夜

立川アイム5F

長年日本図書館協会の事務局長として、図書館界の様々な動きを見てこられた松岡要さんをお迎えします。多摩デポ活動の原点を見据え、これからの方向性や活動のヒントを経験豊かな松岡さんからお話しただけたらと考えています。

この講座企画の打ち合わせの際に、松岡さんは次のようなことを話されていました。

図書館事業を成立させる要件として自治体相互の連携協力があるが、今後は共

同事務として進展させていくことが必要ではないか。そのことは地方自治の自然な流れの中で位置付けることが出来るのではないか。

これまで一部事務組合などの共同事業があるが、本当の意味での広域連携であり相互協力を進められるのは、行政の様々な分野の中で図書館が最も相応しいし、適していると考える。

その意味で「多摩デポ」の誕生はその「原初的形態」が始まったと認識している、と。

都立図書館の後退や自治体の図書館政策の後退など問題は山積しています。閉塞状態を何とか打開する一歩を皆さんと共に考えていきたいと思えます。多くの参加をお待ちしています。

☆詳しくは一面とチラシを

1覧ください

## 陸前高田市立図書館の被災郷土資料の修復が都立図書館で始まる

一昨年「多摩デポ」は日本図書館協会の図書館支援隊「[Heip-Toshokan]」は、東日本震災による津波で全壊した陸前高田市立図書館からの郷土資料救済活動の第一期・第二期に参加しました(通信22号に報告)。

資料の救出、ドライクリーニング後は、デジタル化や複写が行われるなど、これまでには岩手県立図書館、国立国会図書館、岩手高等教育コンソーシアム(盛岡大学、富士大学、岩手大学)、岩手県立博物館、日本図書館協会東日本大震災対策委員会が力を持ち寄って、一歩一歩作業を進めてきています。

さらに今年度は東京都立

図書館が協力事業として修復を実施することが決まり、11月から都立中央図書館資料保全室で作業が開始されました。作業対象はレスキュー資料のうち、他図書館等の所蔵が全くない51点で、平成26年度まで2年間をかけて本格修復(資料の解体・洗浄・損傷部分の補修・再製本等)予定。

作業の様子は東京都立図書館ホームページの資料保存のページ

[http://www.library.metro.tokyo.jp/about\\_us/syusyuhozon/siryou\\_hozon//tabid/3805/Default.aspx](http://www.library.metro.tokyo.jp/about_us/syusyuhozon/siryou_hozon//tabid/3805/Default.aspx) や Facebook で紹介されています。

### 各地で受難続きの

#### 図書館資料

昨年は図書館資料や公文書の被災が続きました。7月には山口大学図書館で、

豪雨により約4万冊もの図書や雑誌が水損被害。10月に茂原市立図書館(千葉県)が台風により約1万5千冊を水損。さらに11月には、大分市民図書館分館でのスプリンクラーの配管の腐食による漏水により、約1万冊が水濡れ状態に。海外に目を向ければ、フィリピンで11月の台風によって土地登記簿などの重要文書類が30箇所以上で被災しているようだ、とのことだ。

日頃から資料を守る備えをすること、万一被災してしまった場合の対処の仕方を学んでおくことが大切です。これから対策を考えよう、見直してみようというときには、『みんなで考える図書館の地震対策』(日本図書館協会2012)や、都立図書館ホームページ資料保存のページに12月にアップされた「災害対策(資料防災マニュアル)」

## 東京都多摩地域公立図書館大会

会場：立川アイム1Fホール

- 2月5日(水) 午前10時：第1分科会  
『図書館に通う』 宮田昇氏(同書 著者)
- 2月6日(木) 午前10時：第2分科会  
『地域資料からみた博物館と図書館』 深澤靖幸氏
- 午後2時：第3分科会  
『国立国会図書館の障害者サービス』 兼松芳之氏

※参加費無料：一般の方は、当日直接会場へ

[http://www.library.metro.tokyo.jp/about\\_syusyuhozon/siryou\\_hozon/tabid/3814/Default.aspx](http://www.library.metro.tokyo.jp/about_syusyuhozon/siryou_hozon/tabid/3814/Default.aspx) などが参考になります。

## 富山県立図書館

### 資料センターの活動

#### 富山県立図書館資料課長

古澤 尋三

富山県立図書館では現在地に移転した昭和44年以降運営方針の一つに「保存のための図書館」を掲げ、一般図書のほか、郷土資料や雑誌のバックナンバーの保存に力を入れていますが、昭和55年頃に書庫が飽和状態(収容能力30万冊)となり、昭和62年からは隣地に新設された県公文書館の書庫を共用する形で、合わせて60万冊分を確保しました。

しかし、年間約2万冊ずつ蔵書が増える状況では一時しのぎに過ぎず、恒久的な書庫の建設は喫緊の課題となっていました。一方、県内市町村立図書館はさらに深刻で、平成3年度末で32館中15館が飽和状態に

あり平成3年度末までの5年間で約21万冊が除籍されました。

このような状況の中、県立図書館では資料センターを構想し、平成2年度末作成の「新富山県民総合計画」前期事業で建設着工が採択されました。これを受けて、平成3年度の県図書館長会資料共同保存対策委員会や平成4年度の富山県図書館資料センター調査研究委員会で議論が交わされました。その報告に基づいて平成5年度の同建設検討委員会で「県民の知的資産としての図書館資料の共同利用と保存を図るために、新富山県民総合計画に従い、平成7年度に約百万冊収蔵可能な書庫を県立図書館の敷地内に建設する必要がある」との結論に達しました。

さらに、平成6年度には県立図書館の中長期にわたる整備改善課題を検討する委員会が設置され、新富山県民総合計画の平成8年度からの後期事業に国際化・電子化や高齢化社会への対応とともに、資料センターの建設が盛り込まれました。そして、平成10年、別館及び資料センター(新書庫)の竣工となりました。

資料センターは当初約62万冊の収容能力でしたが、「住民生活に光をそそぐ交付金」の活用によって全フロアの書架を集密電動化した結果、百万冊の収容能力を持つています。

このうち、資料センター図書用として約4万5千冊のスペースを確保し、県内の公共図書館・県立学校図書館の定期的な蔵書更新で出る除籍図書を対象に収集・保存することとしています。現在の蔵書は平成24年度末で約9千冊です。運用面では収集対象を当面、文学に限定しています。

これはスペースの問題に加え、県立図書館所蔵の小説類だけでは、利用者のニーズに対応できないという事情があります。

なお、収集対象以外の除籍図書や雑誌についても、県立図書館が未所蔵であったり、必要と判断したものは、県立図書館の蔵書としていきます。

実際の作業は県立図書館の職員が担当し、除籍実施館から提出されたリストに基づいて重複調査を行い、選択の上で受け入れていきます。問題点としては、リストの提出館が限定される傾向にあります。

平成24年末に示された図書館の望ましい基準において、都道府県立図書館の役割として、市町村立図書館の求めに応じた資料保存が掲げられており、今後とも資料センターの充実に努めたいと考えています。

## 参考資料

富山県立図書館内規  
第7号  
(平成10年3月26日)

### 富山県立図書館 資料センター運用規程

#### (目的)

第1条 資料センターの運用は、県立図書館の運営方針「保存のための図書館」に鑑み、県内の公共図書館・県立学校図書館(室)(以下「対象館」という。)の定期的な蔵書更新で出る、希少資料等を資料センターで収集・保存し全県での活用を資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 資料センターとは、県立図書館書庫の一角を県内の対象館の蔵書更新で除籍・廃棄され

る図書の内、県立図書館の未所蔵図書で、あらかじめ指定する領域のもの1冊を、収蔵するための専用スペースを設定して、継続的に収集を行う機能を用いる。

#### (位置)

第3条 資料センターは、新書庫の3階に置く。

#### (収集対象)

第4条 資料センターが収集する資料(以下「資料センター資料」という。)は、対象館の除籍図書とし、管理換えの場合には収集しない。

2 資料センター資料は、古文書(生資料)、学習参考書を除く全領域の図書とする。但し、当分の間、児童書、雑誌は収集しない。

#### (収集方法)

第5条 資料センターの資料収集に当たっては、

県立図書館と対象館で事前に個別にその方法を協議し実施する。

#### (受け入れ)

第6条 資料センター資料は汚破損図書を除外して県立図書館資料として受け入れる。

2 書誌データは県立図書館一般図書と同様とする。

3 別置記号は「B」とし、分類は3ケタとする。

4 バーコードラベル、図書原簿は別だてとする。

5 図書は新書庫3階の書架に分類順に排架する。

#### (所管)

第7条 資料センター事務の所管は資料課とする。

#### (運用時期)

第8条 資料センターは平成12年1月から運用する。

多摩地域では、共同保存システムがなかなか始まらない中、県内の共同保存体制が既に動き出している地域が幾つも出てきています。滋賀県、富山県、そして愛知県。県立図書館が市町村の図書館を束ねて進んでいるようです。うらやましい。

今後も誌面の中で、連載的に追っていく予定です。古澤さん、寄稿ありがとうございました。

神奈川県でも「明日の県立図書館」検討の中で、「県立でデポを」の検討の動きのあることが、神奈川県立HPに出ています。

[http://www.klnet.pref.kanagawa.jp/common/docs/adv iso20131114\\_2.pdf](http://www.klnet.pref.kanagawa.jp/common/docs/adv iso20131114_2.pdf)



## 国立国会図書館で

### デジタル済の絶版蔵書の 配信・閲覧サービス開始

—当初は20館に留まる

国立国会図書館では数年前から、現物保存と利用の容易化のため、蔵書を発行年の古いものからデジタル画像にする事業がすすんでいました。既に1968年以前の発行分など約228万点がデジタル化されています。そのうち著作権切れなど約47万点は国会図書館HPから誰でも読めました。H Pから誰でも読めました。が、それ以外は国会図書館の館内パソコンで読まねばなりませんでした。

1月21日から、絶版の本は、全国の公立、大学図書館に配信して読める仕組みが始まりました。図書館に行くと画面で読む制約はありませんが、古い本を読める機会が広がります。「多摩デポ」では、昨年の総会記念

講演で勉強をしました。

新聞報道によれば、今回の配信対象は約131万点、しかし閲覧用パソコンを揃え受信登録出来た図書館は約20館だったとのこと。今後の拡充が待たれます。

### 【多摩の某市立／現場の声】

わが館でも利用申請の予定ですが、まだ利用環境が整っておらず、1月から開始とはいかないようです。

ただ、国会の館内限定資料でも、目次情報が検索・閲覧できるので、書誌確定や調査に役立つことはしばしばあります。古い資料、未所蔵資料を活かし、利用者との橋渡しをするツールだと実感します。

と同時に、じっくり通読するにはやはり現物がほしい！そのため保存・協力体制の構築を充実してこそ、との思いも強くします。

## 「東京の図書館政策」

— 都民の要求に応える新たな図書館振興計画を策定します— について

### 手嶋孝典（投稿）

東京都知事選挙に向け、「新たな東京の図書館政策を実現する会」（共同代表 大澤正雄・広瀬恒子両氏）が、見出しのような全12項目の政策を提起している。

その《政策4》は「図書館資料拡充計画を策定します」となっていて、具体的内容は「複本と刊行年の古い資料を除籍・廃棄する方針を見直す」「市区町村からの資料要求に応えることができるよう、適切に複本を購入し保存する」「資料購入予算額を回復し、安定的な確保を図る 1999年度5億円・2013年度4億3千万円 14%減（東京都立図書館「事業概要」）」「都

内市区町村図書館の除籍資料を保存する計画を策定、実施する」とある。

都の図書館政策は、2002年1月の『今後の都立図書館のあり方』以来、劇的に後退をしてしまった。だから意義のある政策提言だが、《政策4》には更に「協力貸出の拡充」と「共同保存書庫の設置」を加える必要があると思う。

このことは、『今後の都立図書館のあり方』に始まった都立図書館の後退に反対する運動の中から生み出された「多摩デポ」の理念とも一致する。

改めて述べるまでもなく、都道府県立図書館の基本的な役割の一つは、域内の市町村立図書館を援助することである。それは、一昨年12月に告示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」は、もちろんのこと、廃止された以前の「基準」

においても資料提供だけではなく、資料保存についても、既に明確に規定されていたのである。



## 堀越洋一郎『電子書籍の 特性と図書館』多摩デポ ブックレット⑨

を読んで

鶴見大学学術情報事務局  
長谷川豊祐

本書は、「図書館の視点」から電子書籍に関してコンパクトにまとめられていきます。

最初の「日本における電

子出版の発生と現在まで」では、1980年代に、辞書や書誌などのレファレンス資料の「電子出版」から始まり、2000年代には書籍の編集作業がパソコンでなされ、出力をどうするのかに至ったことがわかります。次の「電子書籍の実例」では、電子書籍の三タイプが丁寧に解説されています。

電子書籍の概念が複雑なのは、電子ブックやデジタル書籍など、定まった名称がないことや、専用端末、スマートフォン、パソコンと、電子書籍を閲覧する端末の多様さなどがあります。3番目の章の「電子書籍の特性と課題」は概念整理の手助けになります。

「公共図書館への導入のハードル」では、図書館における安定的提供の保証が大きな問題として指摘されています。専用端末に依存

した過去の電子書籍は、現在の再生装置では利用できません。この点は重要です。「紙の書籍が持つ優位性について」は、モノとしての保存の優位性が展開され、「終わりに…図書館への期待」では、紙の資料の保存機能が強調されています。

本書は、電子書籍をより深く知るための一冊となるとともに、図書館を深く考えるきっかけにもなるでしょう。著者は、索引・検索の重要性を述べていますが、1980年代に電子出版として離陸した辞書や書誌などの有料データベースが、インターネット上で利用可能になっていきます。こうした高価で個人利用が困難なツールを、自宅から利用できるようなれればと思います。電子書籍の提供よりも調査機能の充実が個人的には待たれます。

多摩デポホームページ  
まだまだ、進化中☆

元且に、新サイトを公開しました。すでにご覧いただいた方もあるかと思いますが、いかがでしょうか？  
今回の目玉は、3点です。

### その1 多摩デポのあゆみ

ホームページは24時間世界に開かれた広告塔。それなのに、今まで「多摩デポって、今まで何をしてきたの？」という素朴な疑問に答えるページがありませんでした。

そこで、「こんな会です」の中に、「多摩デポのあゆみ」を新設しました。文字通り今までの活動を年表にまとめました。会の前身である「NPO共同保存図書館・多摩」はもちろん、私たちの運動の契機となった

2001年の東京都立図書館の「東京都立図書館あり方検討委員会」設置から始めました。まだ目指す方向を模索していた「多摩むすび」の活動も列挙していません。様々な出来事を時系列に整理し直すと見えるものがあるでしょうか？

## その2 関係文献リスト

当法人や共同保存に関する文献を、こちらも前史から時系列にまとめました。「共同保存図書館とは」の中に「関係文献リスト」を新設しました。収録対象は図書・雑誌などの文献、新聞・雑誌記事、当法人出版物の書評です。事務局が把握できていないものにお気付きの場合は、ぜひ、お知らせください。特にインターネット上の書評などはチェックが不十分です。例えば特殊紙商事株式会社様の

「ブログもんじよ箱」でブックレットを紹介していたのだといった、思いがけないこともありました。

また、ご自身がデポジットライブラリーに関わることを発表された場合も、ぜひお知らせください。掲載について検討させていただきます。

## その3 サイト内検索窓

グーグルのサイト内検索窓を、各ページの目次の上に設置しました。多摩デポホームページ内だけが検索対象となります。ほしい情報がどこにあるか見つける時に便利です。多摩デポ通信や講座のチラシ等のPDF形式ファイル内の言葉も検索対象となります。ぜひ、ご活用ください。

もっと進化するために

サイトの内容も徐々に充

実してきました。NPO法人としての私たちの活動を知っていただく窓としての役割はもちろん、本の共同保存やデポジットライブラリーに関する総合的サイトとしても役立つようにしていきたいと考えています。

会員の皆様からのコメントのアイデアや修正・追加情報も歓迎します。

なお、前号で作成スタッフを募集しましたが、おかげさまでコンピュータの知識もお持ちの若手の会員の方が名乗りを上げてくださいました。ありがとうございます。二馬力となり、牛歩ながら充実に努めていきます。



### ★会の現勢

2014年1月15日  
現在

#### ●会員

(個人会員101名)  
(団体会員3団体)

#### ●賛助会員

(個人45名)  
(団体1団体)

会の活動は皆様の会費と寄付で支えられています。未納の方には振込用紙を同封しました。お早目に、納入下さるよう、よろしくお願いたします。

#### ●年会費

正会員(個人・団体)  
五千元

賛助会員一口 二千元

(個人一口 団体五口以上)